

令和7年
4月から

ウェルシティー一時預かり保育室
ご利用の皆様へ

市内の一時預かり保育室における 利用者負担軽減事業が始まります！

保護者の病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で、一時的に児童を保育する一時預かり事業を利用した場合に、利用料の一部を助成します。

区分	内 容	助成上限額 (児童1人当たり)
1	生活保護を受給している世帯	日額 3,000円
2	住民税非課税世帯	日額 2,400円
3	市民税所得割額77,101円未満の世帯 (世帯年収360万円未満相当)	日額 2,100円
4	その他の世帯 (特に支援が必要な世帯)	日額 1,500円

※ウェルシティー一時預かり保育室、すくすくかん一時預かり保育室、津久井保育園一時預かりでは、区分1、2に該当する方を対象に利用料を全額免除していましたが、令和7年度から上記の内容に変更となります。

※助成に係る申請方法等は3月下旬ごろお知らせします。



問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（822-9003）